

食品安全委員会第 466 回会合議事録

1. 日時 平成 25 年 3 月 11 日（月） 14：00～15：08

2. 場所 大会議室

3. 議事

（1）農薬専門調査会における審議結果について

- ・「オキシシン銅」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「フルメツラム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「ペンフルフェン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（2）食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について

- ・動物用医薬品「トリクラベンダゾール」に係る食品健康影響評価について

（3）平成 24 年度食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件について

（4）平成 25 年度食品安全委員会運営計画について

（5）食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について（平成 24 年 10 月末時点）

（6）食品安全モニターからの随時報告（平成 24 年 11 月～12 月分）について

（7）食品安全関係情報（2 月 8 日～2 月 22 日収集分）について

その他

4. 出席者

（委員）

熊谷委員長、山添委員、三森委員、石井委員、上安平委員、村田委員

（事務局）

本郷事務局次長、井原総務課長、磯部評価課長、新本情報・緊急時対応課長、
北池勧告広報課長、篠原リスクコミュニケーション官、高山評価情報分析官

5. 配布資料

資料 1－1 農薬専門調査会における審議結果について＜オキシシン銅＞

資料 1－2 農薬専門調査会における審議結果について＜フルメツラム＞

資料 1－3 農薬専門調査会における審議結果について＜ペンフルフェン＞

資料 2 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について＜トリクラベンダゾール＞

- 資料 3 「平成 24 年度食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補に関する審議結果」についての御意見・情報の募集結果について
- 資料 4 平成 25 年度食品安全委員会運営計画（案）
- 資料 5 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について（平成 24 年 10 月末時点）
- 資料 6－1 食品安全モニターからの随時報告（平成 24 年 11 月～12 月分）について
- 資料 6－2 食品安全モニターからの随時報告（平成 24 年 11 月～12 月分）について
－報告いただいた全報告要旨一覧－
- 資料 7－1 食品安全関係情報（2 月 8 日～2 月 22 日収集分）について
- 資料 7－2 食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報

6. 議事内容

○熊谷委員長 ただ今から「第 466 回食品安全委員会会合」を開催します。

本日は 6 名の委員が出席です。

議事に入る前に 1 点お願いがあります。

東北地方を中心とする我が国国土に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から、本日 3 月 11 日で 2 年となります。この震災により犠牲となられた全ての方々に対し哀悼の意を表すべく、午後 2 時 46 分に 1 分間の黙祷を捧げたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、お手元にあります食品安全委員会議事次第に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

では、資料の確認を事務局からお願いします。

○井原総務課長 本日の資料は 11 点ございます。

資料 1－1 から資料 1－3 までは農薬専門調査会における審議結果について、資料 2 が動物医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について、資料 3 が平成 24 年度自ら評価案件候補に関する審議結果についてのパブリックコメントの結果でございます。資料 4 が平成 25 年度食品安全委員会運営計画（案）、資料 5 が食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について、資料 6－1 及び資料 6－2 が食品安全モニターからの随時報告関係の資料でございます。そして資料 7－1 及び資料 7－2 が食品安全関係情報関連の資料でございます。

不足等ございませんでしょうか。

○熊谷委員長 続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○井原総務課長 事務局におきまして、平成 24 年 7 月 2 日の委員会資料 1 の確認書を確認いたしましたところ、本日の議事につきまして同委員会決定に規定する事項に該当する委員の方はいらっ

しゃいませんでした。

以上でございます。

○熊谷委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(1) 農薬専門調査会における審議結果について

○熊谷委員長 それでは、議事に入ります。

「農薬専門調査会における審議結果について」です。

本件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。

まず、担当の三森委員から説明をお願いします。

○三森委員 それでは、概要について御説明いたします。

まず「オキシシン銅」についてですが、資料1-1の5ページをお開きください。その要約に沿って御説明いたします。

有機銅系殺菌剤であります「オキシシン銅」について、食品健康影響評価を行いました。

本剤投与による影響は、主に体重（増加抑制）及び消化器系に嘔吐とか軟便、下痢等が認められました。

神経毒性、発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められませんでした。

専門調査会におきましては、本剤の動物及び植物体内運命試験における標識体は、フェニル環の炭素を標識したものであり、また作物残留試験の分析は、飛散処理によりキレートを外した 8-ヒドロキシキノリンを対象として行われているため、厳密にはオキシシン銅の残留量かどうかを明確にすることはできないということから、8-ヒドロキシキノリンを暴露評価対象物質に含めるべきかどうかについて議論がなされました。

植物体内でほとんど代謝されないこと、土壌中では代謝されるものの植物体に吸収されないということから、暴露評価対象物質は親化合物のみとされた次第でございます。

食品安全委員会農薬専門調査会は、各試験で得られた無毒性量のうち、最小値はイヌを用いました1年間慢性毒性試験及び90日間亜急性毒性試験の1 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠といたしまして安全係数100で除した0.01 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量と設定いたしました。

続きまして、「フルメツラム」でございますが、資料1-2の7ページをお開けください。要約が記載してございますので、その要約に従って説明いたします。

トリアゾロピリミジン環を有する除草剤であります「フルメツラム」について食品健康影響評価

を行いました。

本剤投与による影響は、主に肝臓に肝炎、そして腎臓に腎炎等が認められました。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められませんでした。

専門調査会におきまして、本剤が評価書評価であったことから、当初情報が極めて少なく、特に90日間亜急性毒性試験（ラット）について評価が極めて難しいとされましたが、本剤の所有者から試験報告書が提出され、内容を確認することができました。

食品安全委員会農薬専門調査会は、各試験で得られました無毒性量のうち、最小値はイヌを用いた1年間慢性毒性試験の100 mg/kg 体重/日でありましたことから、これを根拠といたしまして、安全係数100で除した1 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量と設定いたしました。

続きまして「ペンフルフェン」、資料1－3でございます。5ページをお開けください。5ページに要約が記載してございますので、それに従って説明いたします。

アルキルアミド系殺菌剤であります「ペンフルフェン」について食品健康影響評価を行いました。

本剤投与による影響は、主に体重（増加抑制）、肝臓におきましては重量増加、肝細胞肥大等が認められました。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性、免疫毒性及び遺伝毒性は認められませんでした。

専門調査会におきまして議論されたところについては、本剤の2年間の慢性毒性/発がん性試験の最低容量で認められました小葉中心性から汎小葉性肝細胞肥大について議論がされたわけです。

毒性所見とするものの、肝細胞肥大は毒性所見であると同時に適用性の変化とも考えられ得ること、また発生数が5例で病変の程度も極めて軽度であったことが確認されました。

食品安全委員会農薬専門調査会は、各試験で得られました無毒性量及び最小毒性量のうち最小値は、先ほど御紹介いたしましたラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の最小毒性量4 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠といたしまして、安全係数200、その200の内訳ですが、種差10、個体差10、それに最小毒性量を用いたことによる追加係数2で除しまして0.02 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量と設定いたしました。

詳細につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

○磯部評価課長 それでは、事務局の方から補足の説明をさせていただきたいと思います。

最初に、資料1－1、「オキシ銅」の関係からでございます。

まず、要約の次のページの6ページを御覧いただきたいと思います。

今回はだいこん、かぼちゃ等への適用拡大に伴う基準値設定の依頼と、暫定基準の見直しに伴う評価要請があったものでございます。

次のページ7ページへ行っていただきまして、安全性に係る試験の概要でございます。

まず最初に1として、動物体内運命試験がございますが、これの次のb.吸収率でございますが、少なくとも45.8%という結果でございました。

また、次の8ページの③排泄では、投与後24時間までに83% TAR以上が尿及び糞中に排泄されたとされてございます。

また、その下にラット②の試験がございます。

a としまして血中濃度推移でございますが、その次の 9 ページでございますように、投与後 30 分で C_{max} に達しまして、以後速やかに減少したとされてございます。

次の 2. 植物体内運命試験は 12 ページからでございます。

みかん、りんご、レタスで試験が行われてございます。未変化のオキシシン銅または B が検出されたということでございます。

それから 15 ページで作物残留試験の関係でございます。

ここでオキシシン銅の最大残留値につきましては、別紙 3 でまとめてございますけれども、うんしゅうみかんで認められた 36.0 mg/kg が最大残留値となっております。

次、17 ページ行っていただきまして、17 ページから毒性試験の関係でございますが、最初に急性毒性試験がありまして、21 ページに行っていただきまして、(6) ラットの亜急性神経毒性試験の結果がございますが、亜急性神経毒性は特に認められていないという結果でございました。

次の 22 ページの下の方でございますが、11 としまして、慢性毒性試験及び発がん性試験結果が記載されてございます。

(1) イヌの 1 年間慢性毒性試験が ADI の設定根拠になった試験でございます。

無毒性量は雌雄とも 1 mg/kg 体重/日と考えられてございます。

記載は 24 ページからになりますけれども、ラットとマウスの発がん性試験におきまして発がん性は認められていないという結果でございます。

26 ページに行っていただきまして、生殖発生毒性試験の結果でございます。

繁殖能に対する影響、また催奇形性の影響もともにないという結果でございました。

それから、遺伝毒性の関係が 28 ページからでございます。

ちょうど下のところでございますので、まとめた表は次の 29 ページの表 39 でまとめてございます。

サルモネラ株を用いた復帰突然変位試験の+S9 のもので弱陽性、それからチャイニーズハムスター卵巣細胞を用いた染色体異常試験、-S9 のもので陽性の結果がございましたが、結論として、オキシシン銅に生体において問題になる遺伝毒性はないものと考えられたとされてございます。

食品健康影響評価は次の 30 ページからになります。

この中で農産物中の暴露評価対象物質はオキシシン銅（親化合物のみ）とされてございます。

結論については、先ほど三森委員から御説明いただいたとおりでございます。

続きまして、資料 1-2 でございます。「フルメツラム」の関係でございます。

要約の次のページでございますので、こちら 8 ページを御覧いただきたいと思います。

ちょうど下のところに開発の経緯がございますが、本剤は、暫定基準の見直しに伴い評価を行ったものでございます。

10 ページですが、安全性に係る試験の概要でございます。

動物体内運命試験、(1) ラットの①にありますように、48 時間後の吸収率は、低用量群で少なくとも 70%、また高用量群で少なくとも 51%と推定されてございます。

また、その下に②として分布の記載がございます。高用量群における組織及びカーカスの残留放射能濃度は、雄及び雌でそれぞれ 1.18 及び 0.53 $\mu\text{g/g}$ で組織残留性は低いということでございます。

11 ページでございますが、③として代謝の記載がございますが、主要成分は未変化のフルメツラムでございます。

また、その下に④として排泄が記載されてございます。投与後 48 時間で尿中に 51～73%、それから糞中で 19～35%が排泄されてございまして、主要排泄経路は尿中ということでございます。

それから、次の 12 ページからでございますが、植物体内運命試験でございます。

とうもろこしと дайず で試験が行われておりましたけれども、フルメツラムはほとんど検出されなかったということでございます。

14 ページから毒性試験の結果になりますけれども、急性毒性試験の結果では、経口投与による LD_{50} は 5,000 より大きいという結果でございました。

また、次の 15 ページからでございます。

10. 亜急性毒性試験結果でございます。

亜急性毒性試験の結果が幾つか行きまして、次の 16 ページから慢性毒性及び発がん性試験が記載がございます。

(1) 1 年間慢性毒性試験、イヌの試験がございますけれども、こちらが ADI の設定根拠になった試験でございまして、御覧いただきますと分かるように、無毒性量は雌雄とも 100 mg/kg 体重/日と考えられてございます。

発がん性に関しては、その下、(2)としてラット、また次の 17 ページに(3)としてマウスの試験がございますが、いずれも発がん性は認められなかったとされてございます。

また、17 ページのその下ですが、12. 生殖発生毒性試験の結果がございます。

繁殖能に対する影響、また催奇形性ともに認められていないという結果でございます。

次の 18 ページから遺伝毒性試験がございまして、フルメツラムに遺伝毒性はないと考えられてございます。

次の 19 ページから食品健康影響評価でございますが、農産物中の暴露評価対象物質はフルメツラム(親化合物のみ)と設定されてございます。

結論については、先ほど三森委員から御説明いただいたとおりでございます。

続きまして、資料 1-3、「ペンフルフェン」でございます。

要約の次のページで御覧いただくと、6 ページを御覧いただきたいと思います。

下のところ、7. 開発の経緯でございますが、具体的にはその次のページにわたりますけれども、本剤につきましては、新規の農薬登録申請に基づく米、ばれいしょ並びに魚介類への基準値設定依頼に伴い評価依頼がなされたものでございます。

次の 8 ページからⅡとして安全性に係る試験の概要ということでございます。

1. 動物体内運命試験がございます。

(1) ラット①の試験におきましては、ペンフルフェンの $T_{\max}$ は低用量投与分で 0.67～1.00 時

間、また高用量投与分で 1.5 時間、また吸収率は、経口投与後 48 時間で、少なくとも 91.2%と算出されてございます。

下の方から分布でございます。特定の臓器への蓄積傾向はございません。

また 11 ページに行っていただきまして、④として排泄がでございます。

主要排泄経路は、雄では用量、標識体にかかわらず糞中、また雌では尿、糞中で同程度とされてございます。

投与 72 時間後までに約 90% TAR 以上が排泄されたとされてございます。

また、その下の胆汁中排泄試験の結果、主要排泄経路は胆汁中ということでございました。

次に、13 ページをお願いしたいと思います。

下の方に（３）としてヤギの試験がでございます。

乳汁中の総残留放射能は 0.104~0.203% TAR でございました。代謝物の中で 10% TRR を越えたものとしまして、M21、それから M33、M40 などがございます。量的にはいずれも微量でございまして、ラットでも認められている代謝物でございます。特定の臓器への蓄積傾向はありませんということでございます。

続いて、15 ページへ行っていていただきまして、下のところでございますが、（４）ニワトリの試験結果がでございます。

卵への移行は 0.11~0.14% TAR でございました。また、10% TRR を超えて認められた代謝物として、筋肉中での M38 がございますが、ごくわずかでございました。また、未変化のペンフルフェンは脂肪及び卵中にのみ認められてございます。

次、17 ページに行っていていただきまして、２. 植物体内運命試験でございます。

水稻、ばれいしょ、小麦、だいで試験が行われてございます。

10% TRR を超えた代謝物としましては、玄米とばれいしょの塊茎で M02。また、だいの種実で M65 と M52 というものがございました。

また、作物等残留試験の結果につきましては、26 ページでございます。

（１）作物残留試験としまして、ペンフルフェンのほか代謝物 M02 が分析対象化合物とされてございます。

ペンフルフェンは、可食部では全て定量限界未満でございました。また、稲わらにつきましては、最大 0.17 mg/kg が認められてございます。また、代謝物 M02 につきましては、全て定量限界未満でございました。

次の 27 ページに（３）として、魚介類における最大推定残留量が記載されてございますが、魚介類における最大推定残留値は 0.104 mg/kg でございました。

毒性試験の関係は、次の 28 ページからでございます。

８の（１）急性毒性試験におきまして、ラットでの経口の LD₅₀ は 2,000 よりも大きいという結果でございました。

また、次の 29 ページに、急性の神経毒性試験が記載されてございますが、急性神経毒性は認められなかったとされてございます。

次に 32 ページへ行っていただきまして、(4) としまして亜急性神経毒性試験の結果がございましたが、亜急性神経毒性も認められなかったということでございます。

また、同じ 32 ページの下の方から 11 といたしまして、慢性毒性試験及び発がん性試験がまとめられてございます。

次の 33 ページに行ってくださいまして、(2) 2 年間慢性毒性／発がん性併合試験（ラット）、こちらが ADI の設定根拠になった試験でございます。

所見につきましては、34 ページの表 32 にまとめてございます。

この試験におきましては、最低用量の投与群にある雄の 100 ppm で小葉中心性、また汎小葉性肝細胞肥大が認められてございます。

また、(3) 18 か月間発がん性試験（マウス）とあわせましてラット、マウスとも発がん性は認められていないという結果でございました。

次の 36 ページへ行っていただきまして、12 として生殖発生毒性の試験結果が記載されてございます。

繁殖能に対する影響や催奇形性、いずれもなしという結果でございました。

また、37 ページから遺伝毒性の結果がまとめられてございます。

ペンフルフェン原体に遺伝毒性はないと考えられております。

また、次の 38 ページからになります。代謝物 M02 と M51 の遺伝毒性試験が行われまして、いずれも陰性という結果でございました。

また 40 ページに、免疫毒性の試験がございます。

免疫毒性は認められていないという結果でございました。

また、42 ページから食品健康影響評価でございます。

下の方にございますけれども、暴露評価対象物質はペンフルフェン（親化合物のみ）とされてございます。

結論については、先ほど三森委員から御説明いただいたとおりでございます。

以上の 3 件に関しましては、よろしければ明日から 4 月 10 日までの 30 日間、御意見・情報の募集を行いたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いします。

○石井委員 資料 1－3 のペンフルフェンの件なのですが、三森委員からは少し詳しい説明があったと思うのですが、42 ページの追加係数で 2 を用いたというのが結論だけになっているので、その理由等何かあった方がいいんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○三森委員 御指摘のとおりです。通常、追加係数を掛ける場合には、その根拠となる理由を記載すべきだと思いますので、この場合も追記した方がよろしいと思います。事務局、よろしいでしょうか。

○磯部評価課長 了解いたしました。

○熊谷委員長 ほかに。

○山添委員 記載の確認だけお願いしていただきたいのですが、資料 1－2 の 8 ページの 3. 化学名のところで、CAS の英語の名前の最後のところのつづりが、「sulfonamido」が「o」になっていますが、これ「e」か「o」か確認をお願いします、後で。

○磯部評価課長 すみません、今確認をいたしまして、「o」ではなくて「e」だということでございますので、これは修正させていただきたいと思います。

○熊谷委員長 今の聞き間違えでなければ、和名はいかがなものでしょうか。和名はこのままでよろしいですか。

○山添委員 和名はこのままで結構だと思います。

○熊谷委員長 このままでよろしいですね。

○山添委員 はい。

○熊谷委員長 ほかにありますか。

それでは、今の 3 品目につきましては、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(2) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について」です。

動物用医薬品 1 品目に関する食品健康影響調査についてです。

本件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集手続が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○磯部評価課長 それでは、お手元の資料2に基づいて説明をさせていただきたいと思います。

動物用医薬品の「トリクラベンダゾール」の評価書でございます。

まず、3ページを御覧いただきたいと思います。審議の経緯をまとめさせていただいてございます。

本剤につきましては、本年1月28日の食品安全委員会に報告させていただきまして、1月29日から2月27日までの間、国民からの御意見・情報の募集を行ったものでございます。

続きまして、5ページ御覧いただきまして、本剤につきましては、使用目的、使用状況にございますように、チアベンダゾール系の肝蛭駆除剤というものでございます。

46ページへ行っていただきまして、食品健康影響評価のところでございます。

トリクラベンダゾールにつきましては、各種遺伝毒性試験においていずれも陰性であることから、生体にとって問題となる遺伝毒性は示さないと考えてございます。また、マウス及びラットを用いた慢性毒性／発がん性併合試験において発がん性は認められなかったことから、トリクラベンダゾールは遺伝毒性発がん物質ではないと考えられ、ADIを設定することは可能であると判断されてございます。

各種毒性試験の結果から最も低い用量でみられた影響は、ラットを用いた2世代繁殖試験における児動物の死亡率増加でございまして、ADIの設定に当たっては、このNOAELに安全係数100を適用いたしまして、0.002 mg/kg 体重/日とすることが適切であると考えてございます。

国民からの御意見・情報の募集を行った結果につきましては、最後から2枚目の紙にまとめてございますが、特に御意見等はなかったということでございます。

また、最後の紙に、若干の文言の修正、表記上の整理をさせていただく部分をまとめさせていただいてございます。よろしければ、この専門調査会の結論をもって関係機関に通知をさせていただければと考えておるところでございます。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いします。

それでは、本件につきましては、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちトリクラベンダゾールの一日摂取許容量を0.002 mg/kg 体重/日と設定するという事でよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(3) 平成24年度食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件について

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「平成24年度食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件について」です。

本件につきましては、本年2月4日の第462回委員会会合において、企画等専門調査会の審議結

果について審議を行いました。その結果、平成 25 年度の「自ら評価」案件を「クドア」とすることについて意見・情報の募集を行い、それを踏まえた上で、本委員会において最終的に「自ら評価」案件を決定することといたしました。

これを受けて、2月5日から3月6日までの間、意見・情報の募集が実施されましたので、その結果について事務局から報告してください。

○井原総務課長 資料3に基づきまして簡単に御説明いたします。

先ほど委員長からお話のありましたように、本年2月5日から3月6日まで、国民の皆様からの御意見・情報の募集を行いました。が、(3)のところにございますように、意見・情報等は寄せられませんでした。

それで、事務局といたしましては、既にこの「クドア」について得られている知見といたしましては、平成23年度の厚生労働科学研究、また本年1月31日に農林水産省の方でリスクプロファイルシートというものを公表しておりますが、これらの知見のほかに、さらに情報収集、情報の整理に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、「クドア」を平成24年度の「自ら評価」案件として決定することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 それでは、本件につきましては、微生物・ウイルス専門調査会で調査審議することとしますが、まず、事務局において評価に必要な情報の収集・整理を行ってください。

(4) 平成25年度食品安全委員会運営計画について

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。

「平成25年度食品安全委員会運営計画について」です。

本件につきましては、本年2月4日の第462回委員会会合において取りまとめた案について意見募集を行い、それを踏まえた上で本委員会において最終決定を行うこととしました。これを受けて、2月5日から3月6日までの間、意見募集が実施されましたので、その結果について事務局から説明をお願いします。

○井原総務課長 それでは、資料4に基づきまして御説明いたします。

まず、パブリックコメントの結果でございますけれども、一番最後のページに、（参考）と右肩についております資料がございます。

4 件の御意見をいただきました。

まず最初の御意見でございますけれども、食品安全委員会の 10 年間の振り返りを行って、到達点と課題を明らかにして、今後の中長期の目標を定めてくださいというものでございます。

今後の委員会運営の在り方につきましては、運営計画（案）の 1 ページ、第 1（1）事業運営方針のところにございますように、「今後の 10 年を見据え、委員会の業務改善を進めていく」とことという記載をいたしているところでございます。また、10 周年記念事業を企画準備中でございますけれども、この記念事業の中におきましても、国内外の専門家の意見をいただく機会もございますので、これらの意見も参考に、今後の委員会運営の在り方を考えていきたいと考えていますという回答の案でございます。

それから、2 点目の御意見でございますが、食品健康影響評価に関するガイドラインを速やかに実施してくださいというものでございます。

これにつきましては、御指摘いただいております未策定のガイドラインの策定の重要性については認識しているところでございます。関連の各専門調査会で検討を進めているという現状を御説明しています。

それで、御意見の中で、「期限を定めて早急に策定する必要があると考えます」ということがございましたが、現時点で具体的な期限を策定することは困難です。しかしながら、この重要性に鑑みまして、可能な限り早急にガイドラインを策定しますという趣旨の回答案でございます。

3 点目が、リスク評価が行われていない指定添加物、既存添加物についての評価を行ってくださいという御意見でございます。

これにつきましては、来年度も「自ら評価」案件候補の選定の検討を進めていく中で、いただいた御意見も参考にいたしますということ。それから、来年度も案件候補の募集を行いますので、募集要項に基づきまして、改めて応募いただきたいという回答案でございます。

最後 4 点目が、具体的で積極的なリスクコミュニケーションの計画に賛成いたしますというお褒めでしょうか、いただいています。さらに工夫を重ねて、取り組みを進めてくださいという御意見ですので、運営計画に基づいて、より効果的なリスクコミュニケーションの実施に努めていきますという回答にいたしております。

それから、若干、記載上のミスがございまして変更点、その 1 つ前の（別添）というところであります。

1 点目は、ミスというよりも記載の整合性を確保するという事で、各国際会議等の記載を統一しております。

それから、25 年 6 月の「韓国毒性学会」、この案の策定時点では予定をしておりましたが、出席の予定がなくなりましたので、これは削除しております。同様に、8 月の「米国バイオテクノロジー視察」についても予定がなくなりましたので削除しております。

それから、記載のミスという点では、25 年 6 月の「FAO/WHO 合同食品食品」と重ねてあります

ので、「食品」を削除いたします。これは本文中も同じような誤記になっていますので、修正をさせていただきますと思います。申し訳ございませんでした。

説明の方は以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いします。

○井原総務課長 すみません、それから1点、4ページのところ、(2)の⑦、先ほど、クドアにつきまして案件として決定をしていただきましたので、このところペンディングになっておりましたが、(P)を取って最終的に確定したいと思います。4ページの(3)の1つ上の⑦でございます。

○熊谷委員長 先ほど説明の中で、国際機関の名称の訂正ということで、本文中もというお話でしたが、それはどこの場所になりますか。

○井原総務課長 本文でいきますと、9ページから10ページにかけまして、9ページの一番下のところに「FAO/WHO 合同食品食品」、ここも「食品」というのが2回に出てきますので、そこもあわせて修正をいたしたいと思います。

○熊谷委員長 それから、1つ質問なのですが、いただいた御意見の表の中で、「第2」とか「第3」とか書いてありますけれども、「第2 委員会の運営全般」、「第3」があって「第6」があるのですけれども、これはどういうことなのか。

○井原総務課長 これは、2枚目の目次のところを御覧いただきたいと思うのですが、その目次の計画の項立てで第1から第6までということで、その関連する部分ということでこういう記載にしております。

○熊谷委員長 分かりました。

ほかに意見、質問。

○村田委員 些細なことですが、先ほど御説明いただいた「合同食品食品」の2回重なって直すとおっしゃっていましたが、変更後の方も2回重なって書いております。

○熊谷委員長 ほかによろしいですか。

それでは、今御指摘いただいた、それから事務局から御指摘いただいた修正をした上で、それを最終決定ということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 それでは、本件につきましては、本日の文言上の修正点を踏まえた上で決定とさせていただきます。

(5) 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について（平成 24 年 10 月末時点）
--

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について」です。

事務局から説明をお願いします。

○北池勸告広報課長 それでは、資料 5 をお願いいたします。

参考資料といたしまして詳細なものをつけてございますけれども、説明に関しましては、資料 5 を用いてやらせていただきたいと思います。

これは昨年 10 月末時点で調査したものでございまして、食品健康影響評価結果に基づくリスク管理措置期間の施策の実施状況でございます。

今回の調査対象でございますが、真ん中辺でございます。23 年 10 月 1 日から 24 年 3 月 31 日の間に通知を行った品目が 84 品目でございます。これと、それ以前に評価結果の通知が行われておりますけれども、前回までに具体的なリスク管理措置が講じられなかった品目が 133 品目、あわせて合計 217 品目につきまして施策の実施状況調査を行ってございます。

その結果でございますが、開けていただきまして、その次のページでございます。

1 のところで、リスク管理措置が講じられた品目でございますけれども、全体で 40 品目でございます。

2 のところが、その実施の状況でございますけれども、詳細は参考資料に入れてございますが、段階的に進んでいるという状況でございます。

3 番目のところでございまして、過去 1 年以上検討結果に進捗が見られない品目を見たものでございますけれども、今回、その期間中に進捗した品目が 3 品目ございました。ただ、新規に新たに滞留した品目が 4 品目ございまして、結果として、ほぼ同数のような状況でございます。

(4) のところに、今回滞留した品目につきまして、その進捗が見られない理由を確認してございますけれども、それにつきましては、残留基準設定に必要な資料の収集中であるということが挙げられてございます。それが現在進捗が見られない品目の状況でございます。

その次のページを開けていただきまして、4 のところでございますけれども、過去にヒアリングを実施してございます。昨年 6 月に進捗の見合わない品目をヒアリングしてございますけれども、それにつきまして、昨年 10 月末日現在での進捗状況を整理したものが、その下の表でございます。

①～⑤まで区分してございますけれども、結果といたしまして、ヒアリングした品目につしまし

て現在調整が進められて、実質的な進捗はまだ見られていないという状況でございます。

ただ、最近、再度確認してございますけれども、⑤のベンゼン等清涼飲料水関係の品目につきましては、厚労省において近々食品安全委員会の方に諮問できるように準備がなされていると聞いてございますので、これにつきましては近々進捗が見られると考えてございます。

なお、真ん中辺に線を引かせていただいておりますけれども、確認方針に基づきまして、1年以上進捗がみられない場合につきましては、再度ヒアリングを実施したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等ありましたらお願いします。

○村田委員 最後に御説明ございましたけれども、進捗状況のうまくいっていないものが幾つかあるということで、仮にもう一年間以上進捗状況がみられない場合は再度ヒアリングを行うということですが、今までもこういうことはあったのでございましょうか。

○北池勸告広報課長 ヒアリングを実施したのは昨年6月が最初でございますので、そういう面で1年経ったというのは今回初めてで、再度ヒアリングというのは初めてになると思います。

○村田委員 分かりました。

○熊谷委員長 ほかに御意見・御質問ありますか。

カンピロバクターなのですが、これにつきましては、一部措置済みということで、厚い方の冊子に幾つか具体的なことが書いてあるのですが、こういった情報、例えば調査結果とかそういったものがリスク管理機関から入手できているかどうかということについてはいかがでしょうか。

○北池勸告広報課長 カンピロバクターにつきましては、厚生労働省の方で平成24年度から厚生労働科学研究においてカンピロバクターの制御に関する研究を3年間計画でやられているところで、まだ途中でございます。ですけど、今、委員長の御指摘のように、厚労省の方に確認をいたしまして、途中経過が分かりましたら御報告をさせていただきたいと思います。

○熊谷委員長 生産段階の方ももし情報があるようでしたら、ぜひ提供いただければというふうに思っております。よろしくをお願いします。

○北池勸告広報課長 分かりました。

○熊谷委員長 先ほどの冒頭に申しました 2 時 46 分が次第に近づいてきておりますけれども、ここですみません、議事の進行を中断し、この震災により犠牲となられた全ての方々に対し、哀悼の意を表すために黙祷を捧げますので、御起立をお願いいたします。

それでは、黙祷をお願いします。黙祷。

(黙 祷)

○熊谷委員長 黙祷を終わります。

御着席ください。

どうもありがとうございました。

それでは、議事に戻ることになります。

ほかに、今の勧告広報課長からの御説明に対しまして、御質問あるいは御意見ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(6) 食品安全モニターからの随時報告(平成 24 年 11 月～12 月分)について

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全モニターからの随時報告(平成 24 年 11 月～12 月分)について」です。

事務局から報告をお願いします。

○北池勧告広報課長 資料 6－1 をお願いいたします。

最初のページでございますけれども、平成 24 年 11 月～12 月にかけて、全体で 27 件のモニターからの随時報告がございました。

詳細につきましては、資料 6－2 に要約した項目を入れておりますので、御参考にしていただければと思います。

内容でございますけれども、全体的には 27 件で、テーマ別に見ると、食中毒が 6 件と食品表示が 7 件というのが多い内容でございます。

開けていただきまして、次のページに、その中で各管理機関あるいは私どもの事務局の方に回答を求めたものが以下の 5 件でございます。順を追って御説明させていただきます。

3 ページのところでございますけれども、1 つは食中毒の関係でございます。

ジビエ関係でウイルス性肝炎とかリステリアなどに感染するリスクについて、もう少し消費者に周知徹底を図るべく改善を図るべきじゃないかという御指摘でございます。原文はその下に載せてございます。

開けていただきまして、それにつきまして回答案でございますけれども、1 つは、食品安全委員

会事務局の関係でございまして、ジビエに関しまして、加熱不十分なものを食べたときには、E 型肝炎とか 0-157 の事例があります。十分中心部まで火が通るよう加熱することによって有害微生物は死滅することが確認されております。

その内容につきましては、食品安全委員会では、ジビエを介した人獣共通感染症については、ファクトシートを作成して情報を提供しておりますということを御紹介しております。

同様に厚生労働省でございますけれども、内容的には同様でございますけれども、通常の加熱によって死滅することが知られており、中心部まで十分加熱を徹底することをホームページで情報提供しておりますということと、一部の都道府県においては、衛生管理等のガイドライン、マニュアルを作成していますという回答でございます。

その次のページに食品表示の関係でございます。

5 ページのところでございますけれども、これにつきましては、加工食品において、製造者固有番号が表示されている場合が多い。これについては、消費者の選択に資するため、製造者表示の義務づけを求めている提言でございます。原文内容は下のところでございます。

これにつきまして回答でございますけれども、6 ページのところに、消費者庁からで、現在、製造者固有記号制度につきましては、表示面積が小さい場合に、たくさんの表示をすることが困難であるという理由により、消費者庁長官に届け出た場合に例外的に表示できるという内容でございます。それにつきましては、消費者からそういう問い合わせがあった場合には、すぐに回答できるように事業者に対応を徹底しているということを回答として載せております。

その次のページに、リスクコミュニケーションの関係でございます。

私ども食品安全委員会発行の「科学の目で見える食品安全」につきまして、ADI とか摂取量の比較など科学的な情報が掲載されているけれども、消費者の理解を深めるためには、さらに食事バランスガイドとか栄養関連の情報もあわせて全体を盛り込んで提供した方が理解しやすいのではないかと御意見でございます。提言内容の 3) のところを見ていただきましても、もう少し TV、web とかメディアで情報発信するようなことを試みてはどうかという御提案でございます。

これにつきまして回答でございますが、8 ページでございます。

食品安全委員会事務局としましては、「科学の目で見える食品安全」につきましては、副読本として作成し、サンプル等を都道府県に配布しておるということを御回答でございます。それから、今後、冊子の利用の促進を図るために、現在、アンケート等、掲載内容の改善をやっておりますし、それとあわせてウェブ上で関連情報も含めて提供を考えていきたいというお答えをさせていただいています。

先ほど食事バランスガイドの関係で、農林水産省の方もその活用法につきましてはホームページ等で積極的な情報提供をしており、具体的にはウェブサイト为例示させていただいているところでございます。

続きまして、食品添加物の関係が 9 ページでございます。

これにつきましては、「無添加」ということが無条件に身体に良いと思っている消費者が多いということで、食品添加物について、正しく使用した場合には消費者の利益につながるのだというこ

とを広く消費者に知らせるべきという御意見でございます。具体的な内容は、先ほどと同様下にご書いてございます。

それについての御回答でございますけれども、10 ページのところを開けていただきまして、食品安全委員会事務局の方から、食品安全委員会としては、そういう添加物に関する情報提供のリスクコミュニケーションに積極的に取り組むとともに、ビジュアル資料を作成、あるいは DVD による「気になる食品添加物」などを提供し、分かりやすい情報提供に努めておりますという御回答でございます。

厚生労働省の方は、こういう食品添加物について、健康被害を引き起こす原因となる不純物が含まれることのないよう成分規格を定めておりますということを述べておりますし、消費者庁としましても、食品添加物を使用する際には、原則としてその名称を表示するというような現在の制度の内容を解説しております。

その次のページの 11 ページで、現在、食品表示に関する法案の成案作業を行っているところで、新たな検討の場において食品添加物の表示の取り扱いについても検討を行うという御回答でございます。

続きまして、最後のページ 12 ページでございます。

食品調理や殺菌過程における過熱蒸気の利用の点でございます。御指摘では、不純物の基準を設けるとか、使用可能成分を示すことを求めています。

これにつきまして、管理官庁の厚生労働省としましては、ボイラの水処理薬剤につきましては、腐食防止などを目的として使用されている場合があると認識しており、御指摘を踏まえ、業界団体等とも情報交換を通じて実態把握を行いつつ、必要な対応を検討していきますという御回答でございます。

以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の報告の内容、あるいは記載事項につきまして、質問等ありましたらお願いします。

資料 6－2 の方も含めて御説明いただいたという理解でいいですか。まだですか。

○北池勸告広報課長 6－2 の方は時間の関係で割愛してありますが、この中から関係省庁に回答を求めたものを御説明させていただきました。

○熊谷委員長 すみません、この資料 6－2 で「●」はどういう意味なのですか。

○北池勸告広報課長 資料 6－2 の一番最初を開けていただきますと、回答を求めたものが「◎」で、「●」は回付を行ったものです。回答を求めたというのは、先ほどの 5 題のやつは◎で、「●」は随時報告として関係省庁にお配りをしたものでございます。

○熊谷委員長 回付の方は情報を流したという……

○北池勸告広報課長 そういうことでございます。回答まで求めてございません。

○熊谷委員長 質問ありますか。

では、すみません、私の方から質問をさせていただきたいのですが、資料6-1の8ページで、【178の報告について】というところで、食品安全委員会事務局のところで2つ目のパラグラフに「予算の制約があるためウェブ上で公開するとともに、サンプルを・・・配布しているところす。」とあるのですけれども、予算の制約があってもウェブ上で公開するとともに、サンプルを配布しているという理解なのではないかと思っているのですが、これ予算の制約がないとすると、テレビとかそういうところで宣伝するという、早い話がそういうことなのですね。

○北池勸告広報課長 先ほどのお求めの中で、「高齢社会のため、冊子の発行配布する。」という御提案がございましたので、そういう面で、各県に何百部も印刷して配るということについては、なかなか難しいので、サンプルを提供してホームページ上でダウンロードしていただいて印刷していただくという方法をとっておりますという御回答にさせていただいております。

○熊谷委員長 分かりました。

ほかに質問ありますか。

また質問なのですが、10ページにありますように、「食品添加物については、『気になる食品添加物』において、食品添加物はどんなものか、どのように安全性を評価しているのかを」ということが記載されておりますので、この「食品添加物とはどんなものか」というところで、例えば殺菌量というのが一体何のためにあるのかというようなことが記載されていると思っているのですけれども、要するに、食品添加物というのはどんなものかというのが、何の目的に使っているかということが、この「気になる食品添加物」の中に簡単には触れているのではないかと思っているのですが。

○北池勸告広報課長 これはドラマ形式で、DVDで作らせていただいたもので、何の目的に使っているかを簡単には触れさせていただいております。

○熊谷委員長 分かりました。

ほかに質問ありますか。よろしいですか。

それでは、ただ今の報告ありがとうございました。

(7) 食品安全関係情報(2月8日～2月22日収集分)について

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全関係情報（２月８日～２月２２日収集分）について」です。
事務局から報告をお願いします。

○新本情報・緊急時対応課長 資料７－１、７－２に基づきまして御報告いたします。

７－１は、この期間におきます収集件数でございます。

その裏の方になりますと、この期間におけます収集した主なものの紹介ということで、タイトルのみでございますけれども、幾つか挙げてございます。

資料７－２でございますけれども、このうち主な情報といたしまして、今回はドイツの BfR が、牛の BSE 検査対象月齢の変更に係る Q&A を公表してございますので、それを御報告いたします。

本文の３行目からですけれども、EU においては、新しい規則によりまして加盟国中 25 か国におきまして、今年３月以降、健康と畜牛の BSE 検査を、加盟国の判断によりますけれども、取りやめることが可能となります。これまで 72 か月超を対象にしていたものを廃止することが可能になるということでございますけれども。ドイツにおきましては、BfR とフリードリッヒ・レフラー研究所、これ FLI というのは、ドイツにおけます動物衛生の研究機関でございますけれども、その共同見解に基づきまして、非定型の BSE 症例の収集あるいは流行発生に際して速やかに対応できるように、対象月齢を８歳（96 か月超）に引き上げて、今後も健康と畜牛の検査を継続するとしてございます。この関連での Q&A ということでかいつまんで御説明いたします。

Q&A の１番でございますけれども、非定型 BSE とはということで、答えでございますけれども、H 型と L 型があるということですが、2つの型とも８歳超の牛によく見られるというものでございまして、世界的に高齢牛において低い頻度で発生している。個体間における関連性もないということから、非定型 BSE は自然発生すると考えられているということでございますが、非定型 BSE に関する知見の数はまだ限られているというような答えとなっております。

次に、３番のところでは、BSE から消費者を保護するための措置ということでの問いでございますけれども、答えの方ですが、最も重要な措置は、と畜時における SRM の除去と、その適切な廃棄処理ということで、さらに、動物性たん白質（肉骨粉）を含む飼料について反すう動物への使用を禁止しているといったことを挙げてございます。

飛ばして裏の方になりますけれども、７番の問いでございます。EU 加盟国での検査の取り扱いについての問いということで、答えですが、新しい EU 規則におきましては、今年１月から、72 か月超を対象とした、これまでは悉皆検査でございますけれども、これが無作為抽出検体の検査になるということで、さらに３月からは、健康と畜牛については廃止することも可能となるということでございます。

８番で、ドイツで検査対象を 96 か月超に引き上げて継続するのはなぜかということでございますが、答えの中ほど以降でございますけれども、８歳超の牛に対する BSE 検査の継続は、今まで認識されていない新型 BSE、これは非定型の BSE の見落としを防止する上で役立つ。また、月齢条件の緩和による消費者に対するリスクが増すことはないということを書いてございます。

９番は、こういった BSE 検査を受けない若齢牛は食べても安全なのかということで、ドイツにお

きましては、2009 年以降、BSE は感染が確認されていない。また引き続き SRM 除去が義務づけられているということで、こういったものが食肉が汚染されるリスクはほぼ無視できるとしてございます。

10 番におきましては、EU 加盟国産の牛肉についての安全性ということで、この SRM の除去、それから廃棄については、EU 全域について引き続き義務づけられているということで、これが最も重要な消費者保護措置であるということをおたてでございます。

関連情報といたしましては、EC におきますこれまでの取り扱いのプレスリリースなどを挙げてございます。また、中ほどにはドイツ BfR の今回の措置に係る見解ということで、これは意見書は 1 ページ程度のものでございますけれども、そういった見解についてのアドレスを入れてございます。あとアイルランドあるいは英国におきましては、健康と畜牛の検査を廃止する予定ということで、そういったプレスリリース等を上げてございます。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の報告の内容、あるいは記載事項につきまして、質問等ありましたらお願いします。

資料 7-1 の裏なのですけれども、中ごろにカナダ公衆衛生庁、カンピロバクターは食物を見つけるのに何々を用いるとの論文を紹介とあるのですが、「カンピロバクターは食物を見つけるのに」という、ちょっとここがよく分からないのですけれども。

○新本情報・緊急時対応課長 この論文の中で、カンピロバクターも生き物でございますので、生きるためには食べる物が無いといかんということで、カンピロバクターの生命の維持のためにそういった食べる物を探す際に、このサテライトナビゲーションというようものを用いるというようなことを書いてございます。

この中で若干御紹介いたしますと、人が空腹時にお腹が減ると昼食の時間だと分かるように、細菌も食事時を知る必要があるということで、食料がより豊富な場所を探すために遊泳行動を細菌が行うということで、そういった内容のことを書いているようでございまして、そういう趣旨での食物ということでございます。

○熊谷委員長 分かりました。人の食物じゃなくて、カンピロバクター自身の食物ということですね。

ほかに質問等ありますか。よろしいですか。

(8) その他

○熊谷委員長 それでは、ほかに議事はありますか。

○井原総務課長 ございません。

○熊谷委員長 それでは、本日の委員会の議事は全て終了しました。

次回の委員会会合につきましては、来週3月18日月曜日14時から開催を予定しております。

また、15日金曜日9時から「化学物質・汚染物質専門調査会」が公開で開催される予定となっています。

以上をもちまして、「第466回食品安全委員会会合」を閉会いたします。

どうもありがとうございました。